

期間入札についての注意

熊本地方裁判所八代支部執行官室

(0965-32-6900)

1 期間入札

買受希望者は、入札期間内（この期間は売却の公告に記載されています）に入札書を執行官室に直接又は郵便もしくは民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する信書便により送付して、提出してください（前記信書便以外の民間委託業者による送付は、入札が無効になることがありますので、注意してください。）。

2 入札方法

- (1) 買受申出の保証の提供方法には、「入札保証金振込証明書」を提出する方法と「支払保証委託契約締結証明書」を提出する方法との2種類があります。
- (2) 郵便等により入札するときは、本人（法人の場合は代表者）又は代理人が外封筒の中に内封筒を入れて入札します。

なお、入札期間内に到達するように郵送の期間を見込んで早めに発送してください。

 - (ア) 内封筒には、入札書を入れて糊付け等により厳重に封をします。
 - (イ) 外封筒には、上記の内封筒とその他の添付書類を入れて封をします。
- (3) 持参して入札するときは、前記(2)の(ア)の内封筒とその他の添付書類を直接執行官室に提出します。
- (4) 入札書、入札用の封筒及び入札保証金振込証明書の各用紙は執行官室で交付します。
- (5) 入札書には、同用紙下欄に記載されている注意事項をよく読んで誤りがないように記載してください。

3 買受けの申出の保証

- (1) 入札保証金は、最寄りの金融機関から熊本地方裁判所八代支部所定の口座に振り込み、保管金受入手続添付書と受取書の2枚を金融機関から受領してください。
- (2) 支払保証委託契約締結証明書（用紙は銀行、保険会社にあります）は、銀行又は保険会社と契約を締結して交付を受けます。
- (3) 最高価買受申出人、次順位買受申出人以外の人に対する保証金の返還は次の方法により行います。
 - (ア) 入札保証金振込証明書の場合は、同証明書に記載された口座振り込みにより返還します。
 - (イ) 支払保証委託契約締結証明書の場合は開札期日の終了後同証明書を直ちに不動産競売係から返還します。
- (4) 次順位買受申出人とは、買受けの申出の額が、買受可能価額以上で、かつ、最高価買受申出人の申出の額から保証金額を控除した額以上である場合で、開札場で売却の終了までに執行官に対し、次順位買受けの申出をした人です。
- (5) 開札期日前に事件が取り下げられた場合や売却処分が取り消された場合の保証金の返

還は、速やかに前記(3) (ア), (イ) の方法により返還します。

4 入札の変更, 取消し等

入札後は入札書の変更又は取消し(記載の追加, 訂正, 変更及び入札の撤回, 引換え等)の申し出は許されません。

5 次の場合は入札は無効になります。

- (1) 内封筒に1 事件番号, 開札期日の双方の記載がないもの
- (2) 内封筒を糊付け等により嚴重に封をしていないもの
- (3) 開札期日の前日までに保証金の銀行口座振込みが確認できないもの
- (4) 委任状, 資格証明書, 農地買受適格証明書の提出がないもの
- (5) 執行官の許可を受けていないで共同入札したもの
- (6) 入札価額を訂正し, 訂正箇所を押印がないもの

6 入札物件の公告並びに物件明細書, 現況調査報告書及び評価書の各写しは裁判所1 階地簡裁書記官室内競売物件閲覧室に備え置いてあります。